

別紙 1

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 各務原市東京圏からの移住支援事業に関する報告及び立入調査について、岐阜県及び各務原市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、各務原市東京圏からの移住支援事業における支援金交付要綱第9条の規定に基づき、交付された移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 偽りその他不正な行為により移住支援金の交付を受けた場合：全額
 - (2) 移住支援金の交付申請のあった日から3年未満の間に本市から転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の交付申請のあった日から1年以内の間に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 岐阜県地域課題解決型起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の交付申請のあった日から3年以上5年以内の間に本市から転出した場合：半額